

令和3年度 第1回  
春日井市国民健康保険運営協議会資料

令和3年7月27日 開催



# 目 次

## 【議題 1】国民健康保険事業の状況について

1	被保険者等の状況	1
2	医療費の状況	3
3	保険税率等の状況	5
4	課税の状況	6
5	保険税の収納状況	8
6	特定健診等の実施状況	9
7	令和元年度国民健康保険特別会計決算見込	11
8	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給	13
9	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免	14

## 【議題 2】産科医療補償制度の改正に伴う出産育児一時金の

	改定について	15
--	--------	----

# 【議題1】 国民健康保険事業の状況について

## 1 被保険者等の状況

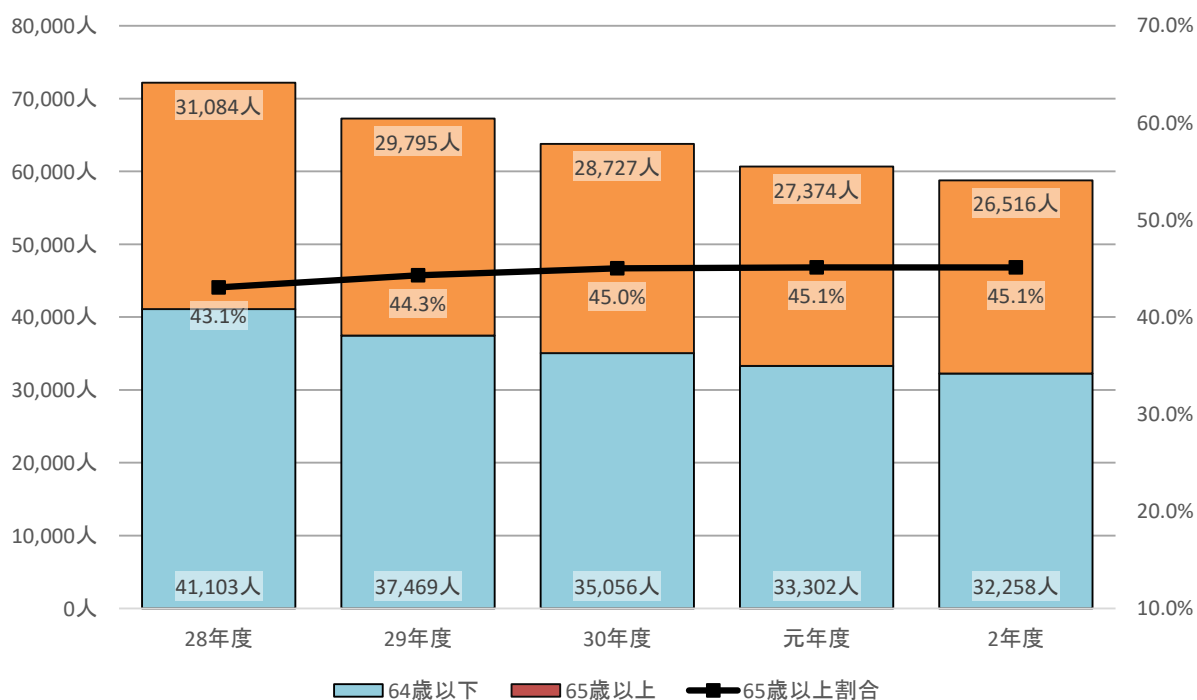
### (1)被保険者数・世帯数

被保険者の全体数は年々減少する一方で、一人当たりの医療費が高い65歳から74歳までの前期高齢者が全体に占める割合は増加している。

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年3月末
平均世帯数 (件)	43,609	41,493	40,034	38,668	37,984	37,671
平均被保険者総数(人)	72,187	67,264	63,783	60,676	58,774	57,843
一般被保険者	70,978	66,589	63,492	60,633	58,774	57,843
うち前期高齢者	31,084	29,795	28,727	27,374	26,516	26,289
退職被保険者	1,209	675	291	43	0	0

※退職者医療制度は、高齢者医療制度創設に伴い平成26年度末に廃止されたが、26年度までに退職をした65歳未満の者を対象として制度を存続する経過措置がとられている。

被保険者数及び前期高齢者の割合



## (2)被保険者増減内訳

75歳に到達し、後期高齢者医療制度に移行する者が多く、被保険者減少の大きな要因となっている。平成30年度から社会保険離脱者が社会保険加入者より多くなっている。

(人)

増		転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他※	計
	28年度	2,235	8,818	221	313	9	2,235	13,831
	29年度	2,230	8,495	148	272	5	2,297	13,447
	30年度	2,126	8,742	167	231	5	3,290	14,561
	元年度	2,037	8,550	175	212	5	2,078	13,057
	2年度	1,785	8,551	162	186	6	1,767	12,457

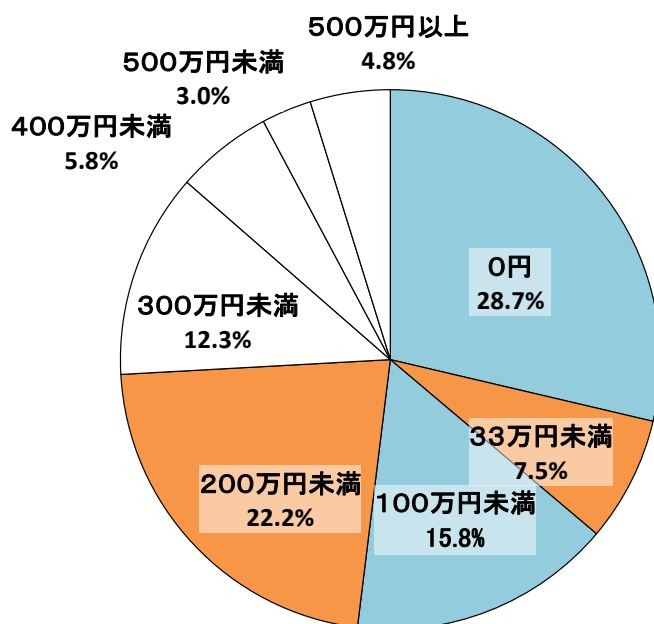
減		転出	社保加入	生保開始	死亡	後期加入	その他※	計
	28年度	2,206	9,865	292	413	3,632	2,409	18,817
	29年度	2,122	8,965	260	373	3,380	2,544	17,644
	30年度	2,003	8,048	254	364	3,439	3,596	17,704
	元年度	1,960	7,641	262	336	3,193	2,359	15,751
	2年度	1,808	6,907	264	365	2,461	2,007	13,812

※ 住登外者や、遡っての資格喪失など他の事由にあてはまらないもの

## (3)加入世帯の所得

所得200万円以下の世帯が全体の約4分の3を占めている。

加入世帯の所得階層別割合(令和2年度)



## 2 医療費の状況

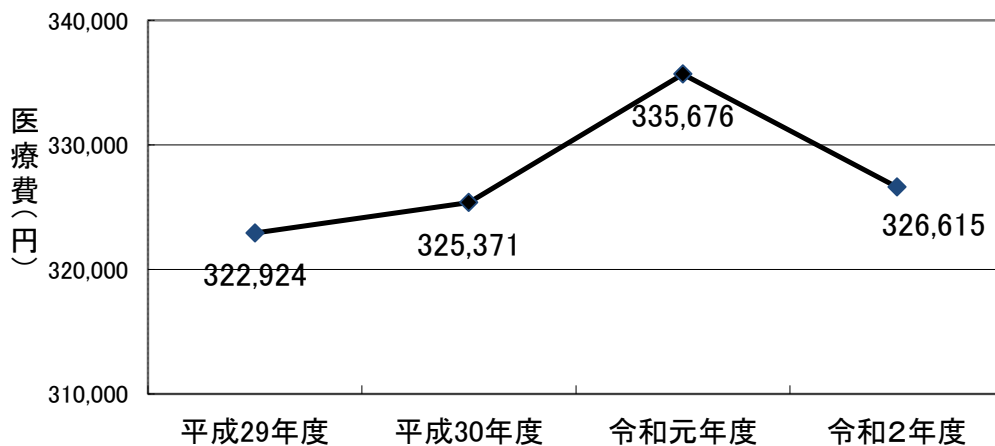
### (1) 医療費の推移

医療費の総額は被保険者数の減少により年々減少傾向にあったが、令和2年度は更に減少しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えが影響していると考えられる。一方、一人当たり的高額療養費は、医療技術の高度化や被保険者の高齢化によって依然として増加傾向にある。

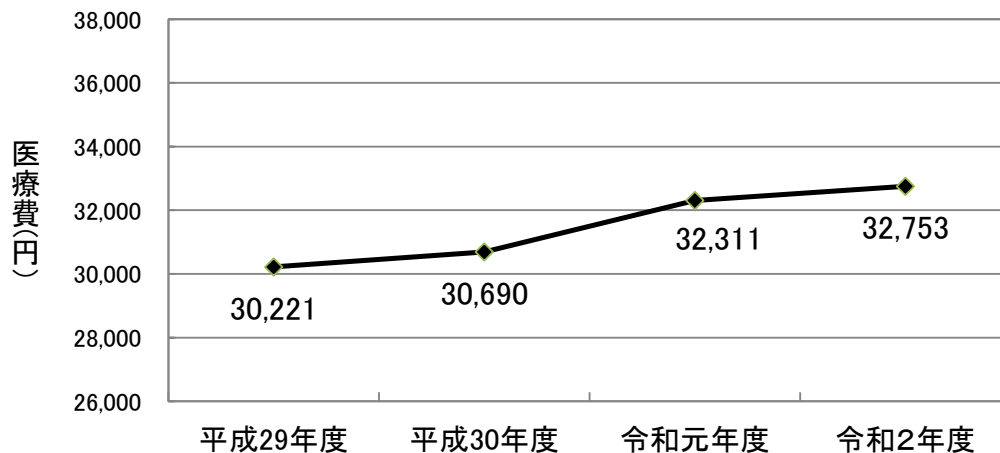
区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	医療費	前年度比 (%)	医療費	前年度比 (%)	医療費	前年度比 (%)	医療費	前年度比 (%)
総医療費(百万円)	21,721	▲ 4.1	20,753	▲ 4.5	20,367	▲ 1.9	19,196	▲ 5.7
高額療養費総額(百万円)	2,033	▲ 2.2	1,958	▲ 3.7	1,960	0.2	1,925	▲ 1.8
1人当たり医療費(円)	322,924	2.9	325,371	0.8	335,676	3.2	326,615	▲ 2.7
1人当たり高額療養費(円)	30,221	5.0	30,690	1.6	32,311	5.3	32,753	1.4

※一人当たり医療費は、年度平均被保険者数を基に算出。

年間一人当たり医療費の推移



一人当たり高額療養費総額の推移

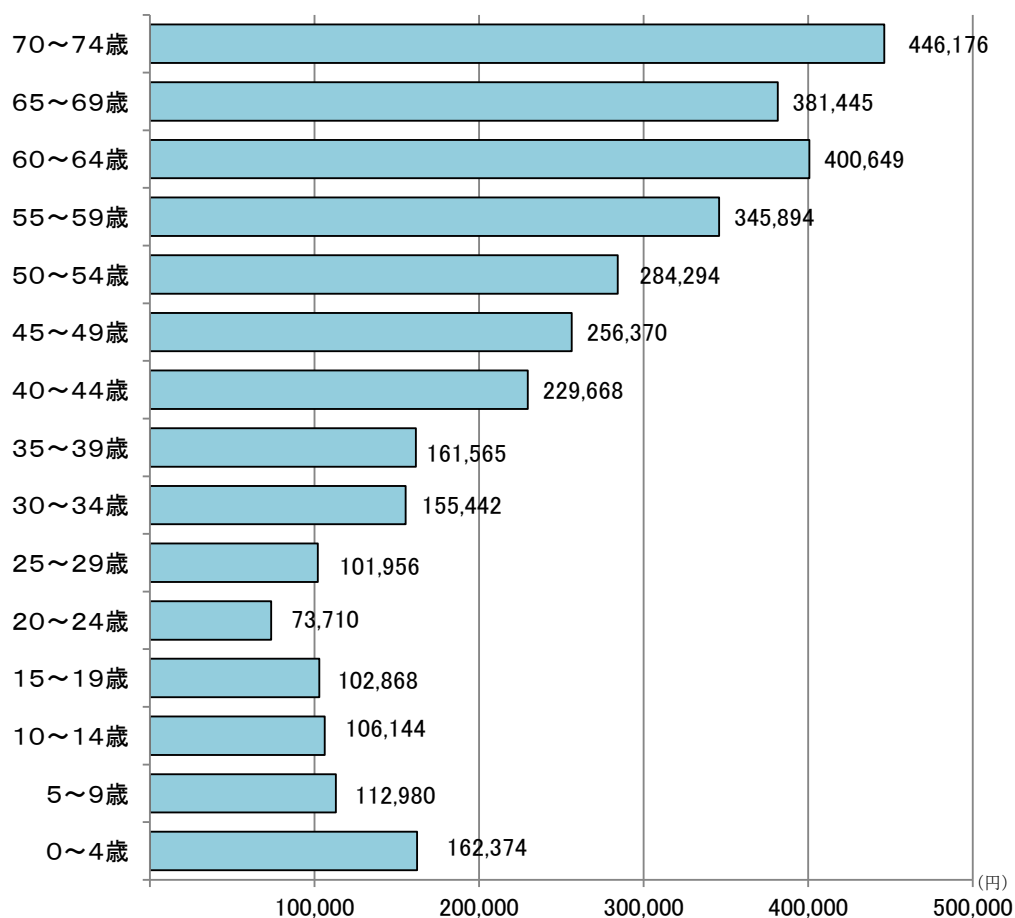


## (2) 年齢階層別の医療費

一人当たり医療費は、0歳から20歳代前半までは徐々に減少し、20歳代後半から徐々に増加。50歳代後半で30万円、60歳代では40万円を超え、70～74歳では45万円弱になっている。

なお、一人当たりの医療費が最も高い70～74歳は、最も低い20～24歳に比べて約6倍の額となっている。

年齢階層別一人当たり医療費



### 3 保険税率等の状況

#### (1) 税率

国民健康保険財政運営の県単位化に伴い、令和3年度の資産割廃止に向け所得割の改定を行った。

年度		令和3年度	
区	分	税 率 等	改定時期
医療保険分	所得割	5.90%	令和3年度
	資産割	廃止	令和3年度
	均等割	24,500円	平成25年度
	平等割	22,000円	平成30年度
	課税限度額	630,000円	令和3年度
後期高齢者 支援分	所得割	2.00%	令和3年度
	資産割	廃止	令和3年度
	均等割	9,900円	平成25年度
	平等割	9,000円	平成20年度
	課税限度額	190,000円	平成29年度
介護保険 2号分 (40～64歳)	所得割	1.50%	令和3年度
	資産割	廃止	令和3年度
	均等割	9,700円	平成25年度
	平等割	6,000円	令和元年度
	課税限度額	170,000円	令和3年度

※資産割: 土地、家屋に係る固定資産税額に税率をかけて算出する  
均等割: 被保険者1人当たりの定額  
平等割: 1世帯当たりの定額

#### (2) 減額

低所得者の負担軽減のため、次の条件を満たす世帯については、均等割及び平等割の減額が行われる。

減額判定所得

区分	条件	改定時期
7割減額	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1) 以下	令和3年度
5割減額	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1) +28.5万円×被保険者数 以下	令和3年度
2割減額	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1) +52万円×被保険者数 以下	令和3年度

※給与・年金所得者が0人の場合は括弧内を0として計算



## 4 課税の状況

令和3年度は3年間で資産割を廃止する税率改定の最終年度となっている。資産割が廃止された影響で所得割額が増えている。被保険者の減少に伴い調定額は減少しており、1人当たりの調定額は平成30年度と同等となっている。

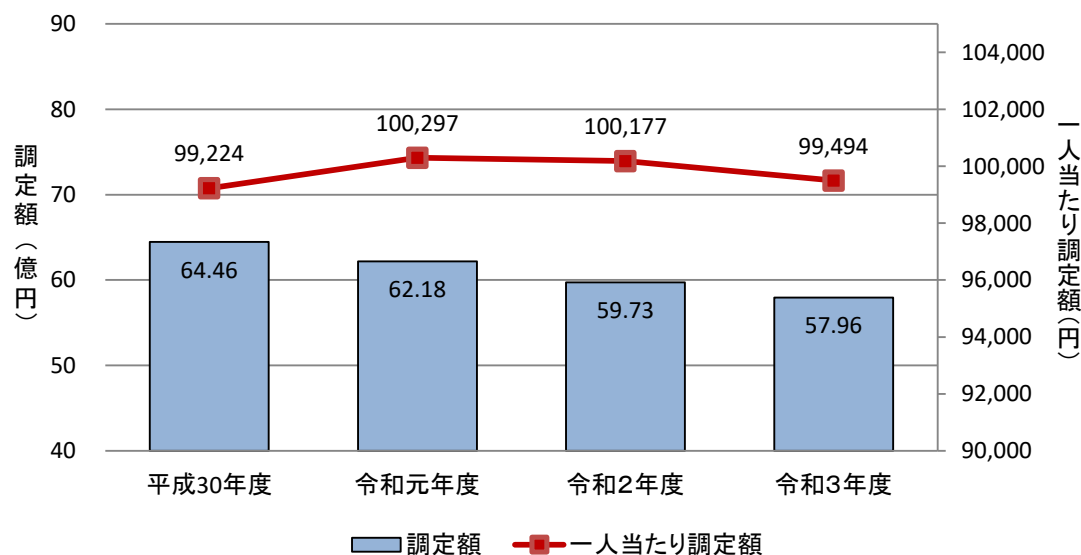
### (1) 課税状況

(単位:千円)

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
応能割	所得割額	3,892,468	3,933,009	3,979,223	4,044,123
	資産割額	567,995	367,806	178,756	—
応益割	均等割額	2,487,041	2,375,726	2,285,165	2,237,443
	平等割額	1,332,990	1,274,003	1,241,678	1,234,767
合 計 額		8,280,494	7,950,544	7,684,822	7,516,333
限度額超過額		591,206	547,204	546,590	521,345
低所得者減額		870,965	838,528	840,585	844,579
その他減額		372,760	346,893	324,706	354,479
調 定 額(6月1日現在)		6,445,563	6,217,919	5,972,941	5,795,931
1人当たり調定額(円)		99,224	100,297	100,177	99,494

※「所得割」欄から「平等割」欄は、特定世帯に対する減額を反映済。  
「その他減額」欄は、月割減額・失業者軽減額等。

### 調定額の推移



## (2) 限度額超過世帯数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
限度額	89万円	93万円	96万円	99万円
限度額超過世帯数	1,882世帯	1,672世帯	1,496世帯	1,306世帯
限度額超過世帯割合	4.6%	4.3%	3.9%	3.5%
世帯数(4月1日)	40,515	39,157	37,952	37,671

※限度額は医療保険分、後期支援分、介護保険分の合計額

※限度額超過世帯数は医療保険分、後期支援分、介護保険分のいずれかを超過した世帯数

## (3) 減額世帯数

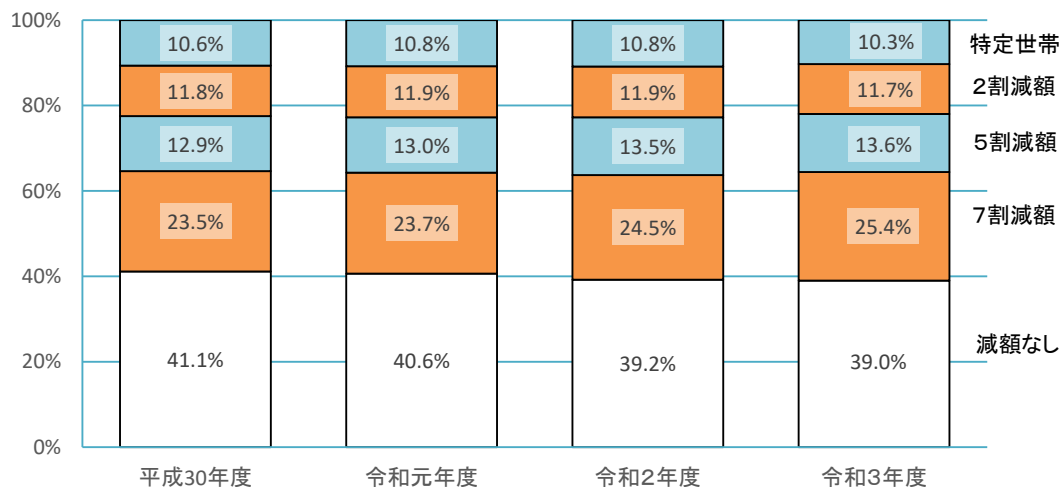
被保険者数の減少に伴い減額世帯数は減少しているが、減額対象の基準の改正や、後期高齢者医療制度へ移行する被保の増加に伴う特定世帯の増加により、減額世帯の割合が増加している。令和3年度では61%の世帯が減額対象となっている。

(単位:件)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
7割減額世帯	9,524	9,263	9,304	9,576
5割減額世帯	5,236	5,088	5,123	5,135
2割減額世帯	4,786	4,675	4,534	4,394
計	19,546	19,026	18,961	19,105
特定世帯 ※	4,304	4,220	4,110	3,880
合計	23,850	23,246	23,071	22,985

※ 国保から後期高齢者医療に移行した者(特定同一世帯所属者)と同じ世帯で、国保被保険者が1人の世帯。医療分と後期高齢者医療に係る平等割が5年間半額となる。

### 減額世帯の割合



## 5 保険税の収納状況

令和2年度の現年課税分については、被保険者の減少の影響により、調定額は3.1%の減少となったが収納額は2.7%の減少にとどまり収納率が上がる結果となった。

滞納繰越分については、収納率は前年度に比べて2.66ポイント減少したが、早期の滞納処分実施などで累積金額の大幅な圧縮が進んでおり、現年課税分と滞納繰越分を合わせた全収納率としては増加を維持することとなった。

(単位：千円)

区 分		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
現年課税分	調 定 額	7,494,052	6,935,566	6,458,653	6,240,359	6,045,675
	収 納 額	6,923,442	6,440,550	6,010,238	5,807,547	5,650,450
	不納欠損額	21	142	0	79	0
	収 納 率	92.39%	92.86%	93.06%	93.06%	93.46%
滞納繰越分	調 定 額	2,799,038	2,546,624	2,166,172	1,942,590	1,689,264
	収 納 額	423,049	391,354	338,565	341,680	252,145
	不納欠損額	376,422	463,607	318,157	329,242	314,198
	収 納 率	15.11%	15.37%	15.63%	17.59%	14.93%
全収納率		71.37%	72.05%	73.61%	75.15%	76.31%

## 6 特定健診等の実施状況

生活習慣病の予防を始め、早期発見・早期治療、重症化の予防を図るため、40歳から74歳までの方を対象に、特定健康診査、特定保健指導を実施している。

29年度、前期計画の計画期間満了に伴い、特定健康診査等実施計画(第3期)を策定し、同時期に策定したデータヘルス計画(第2期)と併せて、未受診者対策等を進めていく。

### (1)実施目標 「春日井市特定健康診査等実施計画(第3期)」(平成30年3月策定)より

項目	年度					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診目標実施率	38.0%	41.0%	43.0%	45.0%	48.0%	50.0%
特定保健指導目標実施率	24.0%	27.0%	30.0%	33.0%	36.0%	40.0%

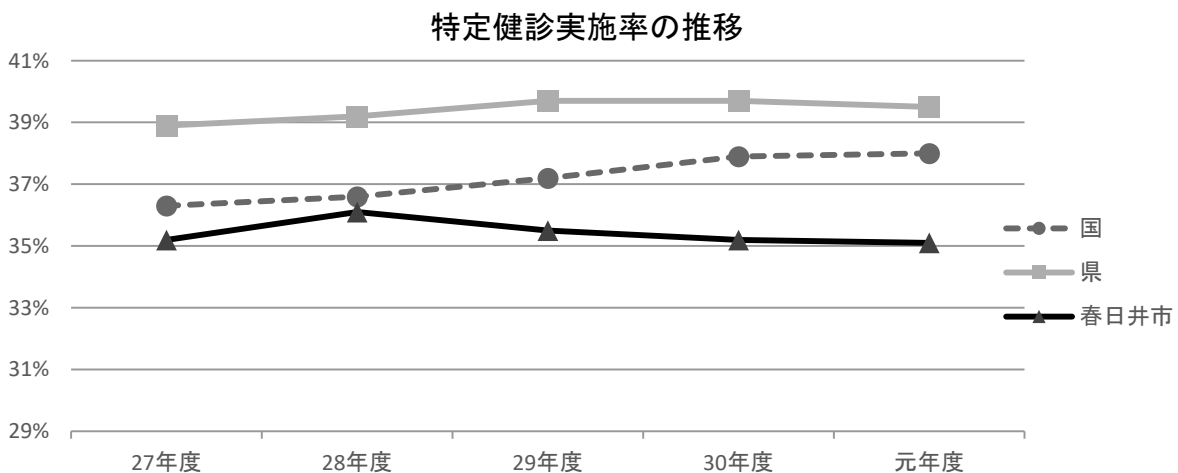
### (2)受診状況

〔市町村国保特定健康診査〕 (法定報告ベース)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度見込	前年度比	
春日井市	対象者数①	50,504 人	47,432 人	44,856 人	42,649 人	41,066 人	40,681 人	▲ 0.9 %
	受診者数②	17,802 人	17,127 人	15,939 人	15,010 人	14,431 人	12,074 人	▲ 16.3 %
	実施率③	35.2 %	36.1 %	35.5 %	35.2 %	35.1 %	29.7 %	▲ 5.4 %
愛知県市町村国保の実施率	38.9 %	39.2 %	39.7 %	39.7 %	39.5 %			
国の実施率	36.3 %	36.6 %	37.2 %	37.9 %	38.0 %			
春日井市の目標実施率	42 %	46 %	50 %	38 %	41 %	43 %		

※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している方

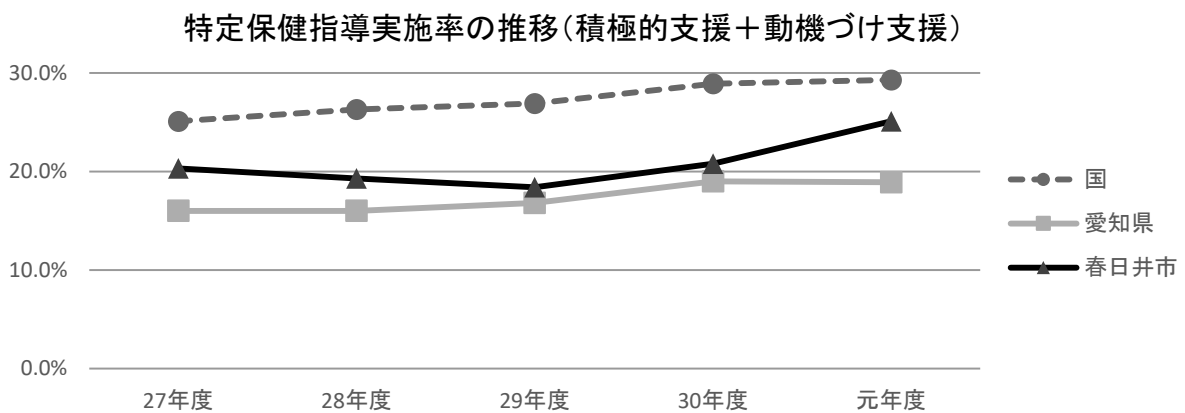
※ 実施率③の算出方法は、(②÷①)×100



〔市町村国保特定保健指導〕（法定報告ベース）

項目		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度見込	前年度比
春日井市	対象者数							
	積極的支援④	424人	458人	373人	381人	369人	313人	▲15.2%
	動機付支援⑤	1,425人	1,419人	1,357人	1,305人	1,200人	1,032人	▲14.0%
	合計⑥(④+⑤)	1,849人	1,877人	1,730人	1,686人	1,569人	1,345人	▲14.3%
	保健指導利用者数⑦	376人	362人	319人	351人	394人	342人	▲13.2%
実施率⑧	20.3%	19.3%	18.4%	20.8%	25.1%	25.4%	0.3%	
愛知県の実施率	16.0%	16.0%	16.8%	19.0%	18.9%			
国の実施率	23.6%	24.7%	25.6%	28.8%	29.3%			
春日井市の目標実施率	30%	35%	40%	24%	27%	30%		

※ 実施率⑧の算出方法は、(⑦÷⑥)×100



※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している保健指導対象者

※ 「保健指導利用者数」は、4月1日から翌年9月30日まで国保に継続加入している保健指導利用者

(3) 受診率向上対策

年度	実施内容
平成25年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問開始
平成26年度	特定健診未受診者への架電による受診勧奨及び未受診理由聞き取り実施
平成27年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問（継続）
平成28年度	特定健診未受診者の年代を考慮した勧奨はがきを郵送
平成29年度	特定健診未受診者へのアンケート調査を実施
平成30年度	JR春日井駅のデジタルサイネージを利用した受診勧奨開始
令和元年度	保険医療年金課窓口でのDVD等を活用した啓発を実施
令和2年度	図書館実施のさぼてん！（他課事業PRサポート展示）を活用した啓発を実施

## 7 令和2年度国民健康保険特別会計決算見込

### (1) 歳入

(単位:千円)

科 目	元年度決算	2年度決算見込	増減額	前年度比
1 国民健康保険税	6,149,227	5,902,594	▲ 246,633	▲ 4.0 %
2 国庫支出金	3,740	44,373	40,633	1086.4 %
3 県支出金	17,363,177	16,585,185	▲ 777,992	▲ 4.5 %
普通交付金	17,068,251	16,219,727	▲ 848,524	▲ 5.0 %
特別交付金	294,926	365,458	70,532	23.9 %
4 繰入金	2,330,322	2,246,452	▲ 83,870	▲ 3.6 %
保険基盤安定繰入金	1,356,739	1,338,774	▲ 17,965	▲ 1.3 %
事務費等繰入金	55,352	61,320	5,968	10.8 %
出産育児一時金	60,336	52,108	▲ 8,228	▲ 13.6 %
財政安定化支援事業	74,193	76,598	2,405	3.2 %
その他繰入金	783,702	717,652	▲ 66,050	▲ 8.4 %
5 財産収入	58	131	73	125.9 %
6 諸収入	78,236	76,569	▲ 1,667	▲ 2.1 %
7 繰越金	134,358	76,010	▲ 58,348	▲ 43.4 %
合 計	26,059,118	24,931,313	▲ 1,127,805	▲ 4.3 %

※端数処理のため、歳入歳出とも小計・合計・実質収支額は一致しない

#### 1. 国民健康保険税

被保険者数の減少に伴って減少している。

#### 2. 国庫支出金

コロナウイルス減免に対する交付が国から直接交付されたため増加した。

#### 3. 県支出金

普通交付金は保険給付費に応じて増減する。被保険者数の減少に伴い減少した。特別交付金は交付基準が毎年度見直される。今年度は保険者の経営努力に応じて支給される努力支援制度や県繰入金などが増額になっている。

#### 4. 繰入金

全体的に減少。事務費繰入金は保険証一斉更新のある年度であったため増加。

#### 5. 財産収入

基金残高に対して発生した利息。

#### 6. 諸収入

返還された医療給付費や第三者納付金などの収入があった場合に計上される。

#### 7. 繰越金

前年度の収支差額が繰り越されるもの。平成30年度に比べ令和元年度は減少した。

## (2) 歳出

(単位:千円)

科 目	元年度決算	2年度決算見込	増減額	前年度比
1 総務費	71,638	91,464	19,826	27.7 %
2 保険給付費	17,246,496	16,364,724	▲ 881,772	▲ 5.1 %
療養給付費等	15,175,486	14,337,056	▲ 838,430	▲ 5.5 %
高額療養費	1,965,056	1,932,303	▲ 32,753	▲ 1.7 %
出産育児一時金	90,504	78,162	▲ 12,342	▲ 13.6 %
葬祭費	15,450	17,200	1,750	11.3 %
3 国民健康保険事業費納付金	8,271,836	7,822,341	▲ 449,495	▲ 5.4 %
4 保健事業費	215,703	177,807	▲ 37,896	▲ 17.6 %
5 基金積立金	134,418	76,141	▲ 58,277	▲ 43.4 %
6 諸支出金	43,017	44,766	1,749	4.1 %
合 計	25,983,108	24,577,242	▲ 1,405,866	▲ 5.4 %

実質収支額	76,010	354,070	278,060
-------	--------	---------	---------

### 1. 総務費

保険証の一斉更新を行う年度のため、印刷製本費、郵送料などが増加した。

### 2. 保険給付費

コロナウイルス感染症の影響による受診控えや被保険者数の減少などにより減少となった。

### 3. 国民健康保険事業費納付金

愛知県によって過去の状況から推計して算定される。被保険者数の減少や、前年度までの余剰分を減算することなどから、納付金は減少となった。

### 4. 保健事業費

特定健診や特定保健指導などの委託料が被保険者数の減少に伴って減少した。

### 5. 基金積立金

基金の運用益と前年度繰越金を積み立てる。前年度繰越金が減少した。

### 6. 諸支出金

主に遡って課税更正をした場合の還付金や、交付金の精算で返還が生じた場合に支出される。今年度はコロナウイルス減免の遡及分が発生した影響で増加している。

## 8 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給

### (1) 傷病手当金の現状

傷病手当金は、国民健康保険制度においては、条例や規則の定めるところにより支給することができるが、被保険者の就業形態が多様であること、未就業者も多いこと、また財政的な理由などから春日井市では実施されていなかったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国が国の定める基準に応じて傷病手当金を支給する場合は財政支援の対象となることを受け令和2年度より支給している。

### (2) 傷病手当金の支給対象

対象者	国保加入者の被用者(給与収入のある人)で、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われるもので療養のために労務に服することができなくなったもの。
支給要件	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。
支給額	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 3分の2 × 日数
適用期間	令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様に最長1年6月まで。

### (3) 春日井市国民健康保険条例及び規則改正の沿革

	沿革	内容
条例改正	令和2年7月7日 条例第28号	新設(適用期間令和2年1月1日から令和2年6月30日)
規則改正	令和2年7月7日 規則第47号	適用期間終期令和2年9月30日に設定
規則改正	令和2年9月28日 規則第53号	適用期間終期令和2年12月31日に変更
規則改正	令和2年12月22日 規則第63号	適用期間終期令和3年3月31日に変更
規則改正	令和3年3月19日 規則第10号	適用期間終期令和3年6月30日に変更
規則改正	令和3年6月4日 規則第25号	適用期間終期令和3年9月30日に変更

### (4) 傷病手当金の支給実績

申請件数	4 件
支給件数	4 件
不支給件数	0 件
支給額合計	431,006 円



## 9 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免

### (1) 令和2年度の減免状況

国民健康保険においては、「特別な理由がある被保険者に対し、市町村はその判断により国民健康保険税の減免を行うことができる」とされており、本市では春日井市国民健康保険税の減免に関する規則に定められている。新型コロナウイルス感染症に係る減免については、国の全額財政支援を受け、市長が特に必要と認める場合として国の提示した条件による減免を行った。

令和2年度実績

件数	減免額
451件	89,648,000円

### (2) 令和3年度の実施状況

今年度も国から新型コロナウイルス感染症に係る減免に対する通知があり、財政状況により補助率4割、6割、10割のいずれかの割合で財政支援を受けられることとなった。それを受けて国が提示した令和2年度と同様の条件で減免措置を実施することとした。

### (3) 減免の対象と基準

対象者	<p>①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる次の1～3までの全てに該当する世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業収入等の減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。</li> <li>2 前年の総所得金額が1,000万円以下であること。</li> <li>3 減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</li> </ol>															
減免額計算式	<p><b>保険税減免額 = 対象保険税額 × 免除の割合</b></p> <p><b>対象保険税額 = A × B / C</b></p> <p>A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額            B: 減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額            C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</p> <p><b>免除の割合</b></p> <table> <tbody> <tr> <td>前年の合計所得金額</td> <td>300万円以下であるとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額</td> <td>400万円以下であるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額</td> <td>550万円以下であるとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額</td> <td>750万円以下であるとき</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額</td> <td>1,000万円以下であるとき</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	300万円以下であるとき	全部	前年の合計所得金額	400万円以下であるとき	10分の8	前年の合計所得金額	550万円以下であるとき	10分の6	前年の合計所得金額	750万円以下であるとき	10分の4	前年の合計所得金額	1,000万円以下であるとき	10分の2
前年の合計所得金額	300万円以下であるとき	全部														
前年の合計所得金額	400万円以下であるとき	10分の8														
前年の合計所得金額	550万円以下であるとき	10分の6														
前年の合計所得金額	750万円以下であるとき	10分の4														
前年の合計所得金額	1,000万円以下であるとき	10分の2														
対象となる保険税	令和3年度及び令和2年度3月分の保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの															

## 【議題2】 産科医療補償制度の改正に伴う出産育児一時金の改定について

### 1 出産育児一時金の概要

出産育児一時金は、出産費用の補助として給付されるもので、国民健康保険法第58条で、市町村が条例又は規約によりその支給を行うものとされている。

本市においては、被保険者が出産したときは、出産育児一時金として404,000円を支給しており、当該出産が産科医療補償制度対象分娩であるときは、16,000円を加算することとしている。

#### ※産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償することなどを目的として平成21年1月に創設。

現行の保険料は24,000円。うち、8,000円は前年度までの余剰金から充当されているため、実際に医療機関が支払う掛金は16,000円となっている。掛金分は、通常分娩費用に含めて請求されている。

### 2 産科医療補償制度の見直し

産科医療補償制度については、令和4年1月以降に出生した児より、補償対象が拡大され、保険料引き下げなどの改正が行われる。これに伴う出産育児一時金の取扱いについては、令和2年12月に開催された厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、議論が行われ、産科医療補償制度対象分娩の場合の総支給額42万円(40.8万円+加算額(1.2万円))に維持することが了承された。

出産育児一時金	404,000円	→	408,000円
加算額	16,000円	→	12,000円
合計	420,000円		420,000円

### 3 今後の動き

2の見直し内容を踏まえ、政令等の改正に伴う本市の条例及び規則改正が必要となる見込である。